

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
第7回 地域自治組織等小委員会

《 会 議 録 》

日 時：平成16年6月3日(木)10:00~12:00
会 場：石狩市議会第1委員会室

第7回 地域自治組織等小委員会会議録

開催日時：平成16年6月3日(木) 10:00～12:00

開催場所：石狩市議会第1委員会室

【出席委員】(敬称略)

委員長

佐藤 豊治

副委員長

桐山 和朗 神田 一昭

委員

| | | | | |
|-------|--------|--------|-------|-------|
| 中野 文能 | 堀 弘子 | 河合 英治 | 田村 嘉瑞 | 越智 正男 |
| 小林 義行 | 飯尾 亜紀仁 | 鈴木 日出男 | 石橋 千春 | 岸本 アイ |
| 佐藤 克廣 | 田中 宣律 | | | |

【事務局】

清水 敬二 小西 裕史 中村 裕一 江部 靖 田中 匡

【出席職員】 9人

【傍聴者数】 3人

議事日程

| | |
|-------------------------------|-------|
| 1 開会..... | 3 頁 |
| 2 協議事項..... | 3 頁 |
| (1) 地域自治区の設置に関する協議について..... | 3 頁 |
| 3 閉会..... | 2 9 頁 |

1. 開 会

委員長：皆さん、おはようございます。定刻でございます。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第7回地域自治組織等小委員会を開催いたします。

現在の出席委員数は全15名でございます。定足数に達しておりますので、よろしく願いをいたします。

2. 協議事項

佐藤委員長：協議事項に早速入らせていただきます。

本日の協議事項は第6回の本小委員会において確認をいただきました、協議項目10 地域審議会の取扱いについてでございます。協議項目10 地域審議会の取扱いについては、本小委員会において6回の協議をいただき、一定程度の結論に達したため、5月27日に開催されました第12回協議会に提案したところでございます。

しかしながら、さきの衆参両院総務委員会において、本協議事項に関連した附帯決議がなされましたことから、会長より今回の附帯決議を踏まえ、もう一度小委員会を開いていただきたいとの申し出がございましたので、本日皆様にお集まりをいただいた次第でございます。

協議を始めるに当たりまして、本日共通委員の佐藤教授が見えておられますので、協議会においてもご意見をいただいておりますが、本協議会に大変関連のございます地域協議会と議会、それぞれのあり方について再度ご意見をいただき、各委員共通の認識のもとに本日の協議に入ってまいりたいと思います。

佐藤教授、よろしく願いをいたします。

佐藤（克）委員：おはようございます。

意見とおっしゃいましたけれども、意見というよりは説明といった方が正確かというふうに思います。

これ前回の協議会でもお話ししたわけですので、それと重複いたしますけれども、議会とそれから地域協議会というのが同じようなものであるというご認識を持たれておられる委員さんが、もしかしたらいらっしゃるかもしれないということで、念のために申し上げるわけですが、この地域協議会は新しくできました法律にありますとおり、ある種審議会と似たようなものでございまして、議会とは1つ大きく性格的に違うということがございます。

それともう1つは、この地域協議会はまさに名前のとおり、それぞれの地域に置かれるものでございますので、今回の例で申し上げますと現在の厚田村、あるいは浜益村の地域に置かれるということでありますから、それぞれ厚田村の地域の問題について検討する、あるいは浜益村の地域の問題について検討すると、そういったような協議会になろうかと思えます。

一方、議会の方、これは新市全体の問題について、さまざまな点から検討するということになりますので、そもそも守備範囲といいましょうか、対象とする事項が違ってくると。も

もちろん若干重なる部分は出てくるかと思いますが、そもそもその対象とする地域が違ってくることがございます。

それともう一点は、この地域協議会は法律上はその地域の人たちがきちんと参加をして、それによってその地域の問題を解決していくことに向けて、どうしたらいいのかということ議論する場だというふうになってございますので、いわば役所に何かを要望するとか、もちろんそういう点はあるかと思いますが、それと同時にそれだけではなくて、その地域づくり、広い意味でのまちづくりといったようなことをそこで協議をしていただく。協議をすると同時に、実際上はその地域の人たちとの協力でそういった地域づくり、まちづくりを推進していくという役割を担っているものだというふうなことでご理解をいただけますと、そのいわゆる議会とそれから地域協議会というのは、今申し上げました3つほどの点で相当違ったものであるということになるかと思えます。したがって、いわゆる市議会とそれからこの地域協議会というのは、ある意味相当違う性格を持ったものになるわけですね。

ただ、もちろんその審議会と申しまして、それぞれの地域についてはやはり法律上も市長さんは意見を聞くということになっておりますので、従来の町内会とか、そういったものに比べますと、もう少し権限が大きいといいましょうか、強いといいましょうか、そういうものだというふうにお考えいただけるとよろしいのではないかというふうに思います。

ざっとこんなことで説明をさせていただきました。

佐藤委員長：佐藤教授、ありがとうございました。

ただいまの佐藤教授の説明にご質問があれば、伺いたいと思いますが、どうでしょうか。

はい、田村委員。

田村委員：今、この小委員会開催の案内にも、地域審議会の取扱いについてというような言葉でありますけれども、私は地域審議会と今の地域協議会というのは、おのずからある程度性格が違うのかなと思ったら、そういう考えでいいのですか。

佐藤委員長：ちょっと説明していただけますか。

佐藤（克）委員：特例法上の審議会とこの地域自治区の場合とは、相当違ったものになるというふうに考えてよろしいかと思えます。

小林委員：いや、田村委員の質問したのは、地域の協議会の協議というのと、審議会の審議というのと、どう違うのだという。

田村委員：いや、言っている意味が、我々は地域審議会といたら、この自治区に基づかない審議会だというふうに解釈して、今までそれぞれ議論してきたと思うので、ただ今ここで地域審議会というのと、地域協議会というのはやっぱりおのずから、今佐藤先生が言ったように性格が違うのではないかなというふうに思ったので、そこらあたりきちんとやっぱりしておいてもらわなければ。

佐藤委員長：事務局お願いいたします。

清水事務局次長：私の方から若干ご説明させていただきます。

地域審議会というのは、最初の方の合併特例法の方で設けられておまして、これは合併した場合の旧市町村単位の地域ごとに置かれるという形のものでございます。これは置いて置かなくてもどちらでもいい性格は持っておりますが、その中で新市建設計画、これの実施状況についての意見ですとか、そういったまた変更が必要になる場合についての意見ですとか、主にそういったことを目的とした趣旨でつくられた法律の制度に基づいて置くのが地域審議会でございます。そういった意味では、地域自治区の方に置かれる地域協議会とは性格は異なりますものの、担当する事務は一部重なるところは当然出てくるものでございます。

ただ、大きく地域審議会と地域自治区の違いといいますのは、地域自治区というのは行政的な事務所を有している行政組織としてそれが機能していくというものでございます。地域協議会と行政組織である事務所をもって、地域の行政に当たる場合、住民の意見を取り入れ、住民自治としてそれを住民と行政と協議会が協働して事に対応していくと、こういう性格を持つというのが地域自治区でございます。そういった意味での権能というのは地域自治区の方が数段大きいのかなと。地域審議会といいますものは、目途がある程度縛られた中での意見という話になるのではないだろうか、そういったイメージ的なものでございますけれども、変わってくるのではないかと認識しているところでございます。

鈴木委員：もう少し砕けた話をしましょうよ。

この間は事前に3つに分かれていましたよね、話が。3つのうちからどれを選ぶのだという話がありました。それで我々はこの自治区を選んで、区をつくりましょうということにして区をつくったわけですよ。区をつくってこの形が一番いいのではないのかという我々や浜益村の意見も一致がして、区にしたわけですよ。区にして15人をまず出してもらいましょうということに決めたわけだ。そしてこの形になったわけですよ。これが一番ベターではないのかと。特に法人格を持った合併特例区については、どうせ法人格を持っても大したことがないのであれば、これが一番いいのではないのかと。そしてこういう形で和やかな形が一番いいのではないのかということにして、この形にしたわけですよ。

そのほか、さっき言った地域審議会というのが、これでもいいのではないかと思ったのだけれども、10年間というものが固定されて、この地方自治区というのが一番やわらかいという形の中でこれに決めたわけですから、私はこの間提案されたものが一番形としては望ましいと思っています。ただ報酬がどうなる、こうなるということが一番問題になったと思うのですよ。

ですけれども、報酬は今の石狩市の報酬に合わせたものなのであって、新市の場合の報酬が今度問題なのですよね。我々は新しい市になった場合に、この地域自治区の報酬について、今の石狩市の報酬の額をもらおうなどとは思っていませんから。ですから私は新市の場合の報酬をどうするのかというふうなことが問題だと思うのですよ。ですから市長が2割カットするのであれば、我々も新市の報酬から2割カットしたもので決めてもらえば、それがいいわけですよ。ですからそれが高いのであれば、石狩市の報酬も、この決められた報酬も2割カットすればいいわけだから。新しい報酬が大変だというのであれば。

そういうふうな提案をしてもらいたかったわけですよ。今の石狩市の報酬に合わせた報酬を出すからおかしくなるのであって。我々は新市の報酬で提案されれば問題ないと思うのです。そういう提案をしてほしいわけです。どうですか、この意見。

そういう、こんなもっとやわらかい話をたくさんしてほしいと思うのですね。

小西事務局参事：先ほど田村委員ご指摘のとおり、今日の議題の今のご発言の中で、地域審議会の取扱いということが出ていたことに関してのご意見だったと思うのですが、先般協議会の方に提案させていただいた際に、地域審議会の取扱いとして、その中で地域審議会は設置しないものとするという形で、いろいろ提案させていただきまして、その部分につきまして、報酬の部分について附帯決議が出たということで、もう一度ということだったものですから、地域審議会の取扱いそのものを議論するという形ではございません。

鈴木委員：さっきの説明が審議会のようなことがまざっていたから、聞いたのですよ。

小西事務局参事：申しわけございません。

それで、一度先日協議会の方でこちらの地域審議会の提案をした際に、委員の方からいろいろご質問をいただいておりますので、まず事務局の方で、そのご質問について一度ご説明させていただいて、その中でおおむね4点ほど整理させていただいているのですが、その中で当然報酬の問題であるとか、10年の期間であるとかという部分もご質問をいただいていたものですから、そのご質問いただいた4点について、まずご説明させていただいて、こちらの方でご協議願いたいと思うのですが、それでちょっといかがでしょうか。

神田委員：その方がいい。

小西事務局参事：協議会の方で、地域審議会の取扱いとして提案したものについて、その一部、報酬の部分ということで、もう一度ということだったものですから、本日の議題としましては、地域審議会の取扱いとしてのせさせていただいて、誤解をお招きしたかと思うのですが、そういった形をとらせていただいてもよろしいですか。

桐山委員：今さら申し上げても仕方がないことですがけれども、この資料を協議会に配付される時に、字句が変わっていないのですから、このことを踏まえて小委員会は決定なされたものですよということをきちんとおっしゃっていただければ、私はそれですべてが終わったのだと思うのですよ。

ほかの委員は事情を知らないから、どういう質問でもされるのはいいのです。我々は小委員会の委員でありながら、ああいう形になって、もろもろと意見を出したから、ますます混乱してこういうことになったと思うのですよね。今さら言っても仕方がありませんけれども、それが一番の発端だと思う。

ですから、私は再度ここで蒸し返して、いろいろなことをする必要はないと思いますね。再確認を。

小西事務局参事：それで、先ほどお話ししましたように、先般の協議会で委員の方からご意見いただいている部分がございますので、まず事務局でそちらの方をご説明させていただいて、その中にご議論いただくという形をお願いしたいのですが、確認も含めて、そういっ

た形で取り進めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

神田委員：その方がいいですよ。今事務局で言われた第12回協議会で、この地域自治組織の関係を各委員から指摘されましたよね。10年間の関係から、報酬、第9条の地域協議会の関係を指摘されましたよね。そういう関係ももう一度ここで整理して、そして最終的に臨むということで、今、提案されたことは賛成です。

田村委員：ちょっと私、確認しておきたいことは、ここで我々小委員会でいろいろな経過の中で最終で委員長答申やりましたよね。そういうことで、例えば協議会でいろいろもろもろのご意見が出たらまた持ち返すのですか。この小委員会の性格上の中で。私は非常にそれは会議の進め方としておかしいと思うのですよね。

協議会で修正されるなら、私はやむを得ないと思う。我々が6回も協議をした中で、小委員会の方向、委員長報告を出して、それが本会議でおかしいと言われるのだったら、本会議で堂々と修正してもらえば、私はいいのではないかというふうに思いますけれども。ここらあたり何回もやるのですか。そうしたら協議会の中でまた疑義が出て、また小委員会に戻すよという、こういう会議の進め方だったら、どこまで行っても果てしないものになるのではないか。

神田委員：この間の関係では、それで私は市長を擁護するわけではないのですけれども、やはり地域自治組織小委員会から決定事項を協議会の場に出して、そして協議会の場で修正されるというのは、してもいいのじゃないかというふうにも、会長はそれよりも、かえってもう一回この小委員会で協議会してもらって、そして整理したものを出してほしいと、そういう意向ではなかったのかなというふうに思います。

やはり今、田村委員の言ったのもわかりますけれども、やはり協議会の場で、修正されるとなれば、小委員会のメンツというようなことを考えて、こういう場を再度設けたというふうに私は解釈しているのですけれども。

この場でもう一回最終的なそういう意思の詰めをして臨んだら、今度は何回も何回もまた振り出しに戻るということはないのではないのでしょうか。

小西事務局参事：先ほど田村委員おっしゃいましたことについてですが、本来6回の協議をいただいて、前回の12回協議会の方に提案させていただいたわけなのですが、先ほど桐山委員おっしゃられたように、報酬等についても文言等について、そういった部分、事前から出ておまして、それに基づいて検討をしていただいた経過がございますが、前回協議会の際に、衆参両院で正式な形で附帯決議として公の文書が出てきたものですから、そういった形で確認という意味で、もう一度小委員会の方で確認願いたいということで、戻されたものというふうに考えているのですよ。

ですから、これをまた出して、また戻されてという形はもうあり得ないと思いますので、本日最終の確認の場として、もうこれ以降はないという形でご議論いただきたいと思います。

小林委員：おれはとにかく再確認するだけだと思っているんだよ。しかしこの間の協議会で委員の中からもちょっと違ったような意見出ていたな。おれおかしいなと思っていたよ。

それで、今小西さんが言われましたように、ああ、あのときこんな意見が出ていたのかと。それを我々ちょっと再学習して、そして再確認をする。我々の今までやってきたやつをこうではないかと、いや、これだと。それでないと我々の立場はなくなってしまうのだよな。再確認するのだ。だから説明してもらいたいんだ。

佐藤委員長：いいですよ、桐山委員。

桐山委員：事務局でこれを提出されたのわかりますよ。国会で成立したからということ。ですがこのことをきちんと同じ字句で踏まえて小委員会で決定したものですということを一言つけ加えてくれれば、私はこんなことする必要がなかったのです。今さら言っても仕方ないけれどね。

飯尾委員：ただですね、桐山委員、最終の小委員会ときにはこれまだ附帯決議は衆参両院出ていないのですよ。最初の小委員会終わってから。

鈴木委員：だけど、前にもこんなあったんだ。

桐山委員：文言は全く同じだということ。

飯尾委員：それは法令案でしょう。第6回の小委員会に出たときは法令の案ですから。国会に提出された。小委員会が第6回が終わった後にこの衆参両院の附帯決議がされたということ。

桐山委員：それはわかりますけれども、内容は何も変わっていないわけでしょう。

飯尾委員：いや、案とやっぱり附帯決議というのは全然違うと思います。

桐山委員：それだけの違いだ。

飯尾委員：いや、それだけではなく、かなりの違いです。

神田委員：前はね、案として報酬を支給しないこともできるということだった。

桐山委員：その後原則として無報酬とするということのちゃんとあるでしょう。最初は支給しない方が望ましいということでしたよ。

飯尾委員：桐山委員ね、第6回のときの案はそれからまた変遷して、支給しないことができるに変わっているのですよ。僕らは最初の第6回協議のときはできるだったのです。

桐山委員：これを見るとちゃんとここに、構成員は原則として無報酬と、ちゃんと。それで決定しているのですよね。

飯尾委員：いや、その資料ではないです。その都度資料は変わっていますから。第6回の資料ではしないことができるに変わっているのです。それで僕らが決議した後に、今度本協議会までの間に今度衆参両院が附帯決議をして、これが出ているの。だから性質は全然違うのですよ。それをまず私たちが確認しなければならないという意味の再確認だと思うのですね。私も田村委員や桐山委員の言うように、委員会が提案したものを差し戻すなどというのは、これは会議の常識上あり得ないことだとは思いますが、状況は全然違うので、その確認をしてほしいという会長の意向だと思うのですよね。だからその点については僕らもまあいいかということにしなければならない。

石橋委員：いずれにせよ、6回も審議を重ねて、今まで1つの結論を出してきたこの委員

会が差し戻しになったということなので、基本的には恐らく変わらないと思うけれども、確認をしてくれということであれば、今説明を事務局から聞いて、ここで再度確認して、差し戻したとか、もう一回やれとかということのないような、やっぱり権威のある委員会であるということを示していかないと、毎度毎度ならどうにもならないから、ここできちっとしたものを出すべきだと思いますよ。

佐藤委員長：いろいろ皆さんの気持ちが表現されましたので、この辺で事務局からもう一度再確認をさせて。

小林委員：小西さんが言ったでしょう。4つだけあるから、それを我々学習しましょうと言ったんだ。

佐藤委員長：それでは、確認をさせていただきます。

先ほど佐藤教授から説明がございました、新市において設置することとした地域協議会は、地域のまちづくりに住民が主体的に参加し、地域の課題について行政とともに処理することを目的としたものであります。

また、議会は特定の地域課題のみならず、新市全体の諸問題について考え対応していくものであり、その権能として条例や予算の議決権を有するものでありますことから、おのずとその性格は異なるものであるというふうに、以上のことを本小委員会で確認をいただいて、本日の協議に入ってまいりたいと思いますから、どうぞ前のことは一応別に、私どもの決めたことが変わるわけございませんので、その辺もうちょっと時間いただいて、協議をしていただきたいと思います。

それでは、第12回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会においてご意見のありました事項について、事務局より報告を受け、その後委員各位のご意見を伺ってまいりたいと思います。

それでは、事務局お願いをいたしたいと存じます。

事務局（田中）：事務局の田中と申します。よろしく申し上げます。座らせていただきます。

第12回石狩市・厚田村・浜益村合併協議会において、協議項目10 地域審議会の取扱いに関し、いただきましたご意見につきまして、ご報告いたします。

いただいたご意見につきましては、大きく4点でございます。

資料1、地域自治区の設置に関する協議書（案）をごらんいただきたいと思います。

1点目といたしまして、第3条、「地域自治区の設置期間は、合併の日から10年間とする。」としております設置期間につきまして、新市建設計画の期間、おおむね10年間が目安ではないかということで確認をいただいておりますが、その期間が長過ぎるのではないかという意見がございました。

2点目といたしまして、第5条、「地域自治区には、合併時から4年の期間は事務所の長に代えて区長を置くこととし、当該任期を2年とする。ただし、再任を妨げない。」としております区長を置くことにつきまして、合併後、石狩市長が直ちに地域事情を把握し切れぬのではないかということから、一定の期間「地域の行政運営に関し優れた識見を有する者」

を選任する、つまり特別職を置くこととし、その一定の期間としては、一般的に特別職の任期が4年であること、委員長の附帯意見としても協議会に報告いたしました。今後の検討によって、将来、地方自治法による「地域自治区」に移行する場合も見越して、前もって事務吏員の長で運営することが適当ではないかということで4年と確認していただきましたが、特別職の区長を置く必要性がないのではないかというご意見がございました。

3点目といたしまして、第6条、地域協議会の第4項、「委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例による。」についてであります。地域住民がみずからまちづくりを考え、市長に提言する立場を踏まえ、責任ある活動をしていただくため、協議会委員に報酬を支給するとして確認をいただいております。

しかしながら、当委員会での決定後、衆参両院総務委員会において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることにかんがみ、その構成員については、原則として無報酬とするよう周知すること」という附帯決議がなされたところから、再度協議願いたいのご意見がございました。

4点目といたしまして、第9条、「地域協議会の会議」につきましては、会議の成立要件及び議決要件等につきまして、地方自治法第113条(定足数)及び同法第116条(表決)の規定を準用し、第2項で「会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。」、第3項で「会議に議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。」として、確認をいただいておりますが、15名の協議会委員の場合、8名の出席で会議が成立し、5名の可否により議事が決することについて、いかがなものかのご意見がございました。

以上、ご報告いたします。

佐藤委員長：ただいま、事務局から報告のありました協議会でのご意見のうち、まず1点目の第3条「地域自治区の設置期間」、2点目の第5条「地域自治区の区長」、4点目の第9条「地域協議会の会議」に関しましては、6回開催いたしました、本小委員会において協議をいただき確認をされておりますこと、また協議会において事務局よりご意見に関して、ひととおりの説明を終えておりますことから、何か特段のご意見がなければ、本日出席委員に再度の確認をいただき、本委員会の決定に変更がないことといたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

異議ございますか。

堀委員：今、4つの事項があったと思うのですが、1つずつこの中での確認というのは必要なのかなと思うのです。私は3条のところの合併の日から10年間とするということは、8条にかかって、うちの新市建設計画に関する事項ということで、これは10年間の計画というのがありましたので、この10年間というのは妥当なのかなと思います。新市になることで、この間の意見の中では、一体性を欠くのではないかと、いろいろな意見が出されたのですが、一体性を欠くということの意味ではなくて、このところというと、こういうことも考えると10年間というのは必要なのかなというふうに思います。でき

れば1つずつやっていたいただければなというふうに思います。

佐藤委員長：ただいま、堀委員の方から、1点ずつ確認していこうというご意見がございましたけれども、そのようにいたしましょうか。

（「異議なし」の声）

佐藤委員長：1点目の第3条、地域自治区の設置期間ですけれども、ご意見をいただきます。

小林委員：何も言うことないもの。10年で。

鈴木委員：何もやることないです、これは。10年は当然ですよ。

桐山委員：連帯の心だって生まれてくるわけですから。今は10年一昔ではなくて、5年一昔ですからね。情勢が変わってくると思う。そういうことも委員長報告でちゃんと申し上げているのだから、そういったことを理解していただければいいと思います。10年にこだわらないで。

神田委員：それで、10年で私も結構なのですけれども、たまたまこの間の協議会では、委員長の報告をある委員さん方は全部聞いていないで、そして休憩の段階で、私、たばこ飲みながらやり合ったのですけれども、この小委員会の委員ではないのですけれども、そういう人方は10年ではもう長過ぎると。そしてその10年でそのまま立ち消えてしまうというふうに聞いているというようなことも言っていました。

それから、委員長がその前に報告しましたその10年の間に、石狩地区にも地域自治区を設けて、そして条件が整えば、10年にこだわらず前倒して、そして自治法に乗っていくのだよという前にありましたね、そういうことを一切耳にしていないのですよ。そしてそういうことで10年とか、そういう指摘した委員さんがおりましたけれども、そういうことで、そういうときに指摘したり何なりしたときには、適宜この小委員会で決めたことをもう一回事務局の方でもしっかり説明していただきたいと思います。説明していただければ、ああ、そうかということになるので、委員長報告を余り聞かないで、ただ自分の主観でどうだ、こうだと、この間言っている委員がおりましたから。

桐山委員：同感です。

飯尾委員：私も神田委員と全く同じでございますが、小委員会の中で、この期間を検討するときにあわせて、一番当初はやはり本来であれば本則の地方自治法の地域自治組織を、石狩市も4つぐらいに分けて全区に設置すべきであろうが、時間的にも財政的にも無理な状況があるので、当面は先行して、厚田、浜益地区に設置するという考えがあったと思うのですね。それを受けて多分委員長報告の附帯意見の中でも、新市の議会において地方自治法にのっとった地域自治区設置を望むという附帯意見があったと思うのですよ。

一番重要なのは、10年と切っているけれども、私たちは10年が妥当だと思われるけれども、その10年の間に本則に基づいた自治区が設置されれば、自動的にそちらに変わるから、それは6年になるかもしれないし、7年になるかも、そういうことをきっちり本協議会の委員に理解してもらうように、やはり神田委員と同じ意見で重複しますが、委員長な

り、事務局なり、私たちから発言するとまたごちゃごちゃになりますので、きちっとご説明
いただきたいというふうに私は思います。

石橋委員：飯尾委員のように、あえて10年間にこだわることはなく、そういう下地がで
きてきたら、それは5年でも3年でも移行できるのだと、自治法に基づいて。そういうこと
をいろんな話し合いしたのを、やっぱり事務局がちゃんと説明してくれればよかったんだよ
な。ある程度な。そうすると納得いったかもわからないんだけど。

小西事務局参事：ただいまご指摘いただきましたとおり、次回の提案の際には、そういつ
た経緯経過も含めまして、詳細にちょっとご報告させていただきたいと思います。努力して
まいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

それでは、2点目の第5条、地域自治区の区長につきまして、異議ございませんか。

堀委員：異議ではないのですけれども、前回の意見の中で、特別職というところで、かな
りそのところでの意見が多かったのかなというふうに思うのですよね。このところはこの
中でちゃんと議論しないと、きっと事務局も答えるのに困るのかなという気がしますの
で、私は何回目かの委員会ときに、この特別職の確認というのはしていたと思うのですけ
れど、今いる特別職というのではなくて、地域のことをよく知っている人がそこにつくこと
も特別職の公務員としてはあり得るのだということだったので、そういう部分で納得してい
たものですから、余り特別職がそのまま移行していくのだというふうには感じていなかった
のですよね。

まちが1つになったときに、この離れた地域ですので、例えば今の首長がほかの地域のこ
とを全部把握するのはかなり難しいのかなという部分がありますので、そのまちのことをよ
く知っている人が、例えば4年間なら4年間の中で、移行していく期間の中でそういうこと
は必要なのかなと思っていましたので、このことについては、特別職ということ違うふう
に受けとめてしまうと、なかなか難しいのかなと思いつつ、私はそのところはそういうふ
うに受けとめていたので、ここはこれで妥当なのかなというふうに思っていました。

神田委員：またこの間もあれなんですけれど、やっぱり小委員会の委員として歯がゆかつ
たのはそこなんですよ。

やはり、この小委員会の雰囲気知らない委員は、10年の期間の中で4年間だけ特別職
を置いて、あとは一般の事務屋がなるのでしょうか。所長になるのでしょうか。そのあれが
何か理解できなかったところがあるのですよね。それを指摘してありましたよ。

それで、私も今度全部今日も意思確認のために、第1回から6回まで、小委員会のこれを
全部持ってきて、また勉強もしておりましたけれども、ここで第6回のこの小委員会の会議
録の4ページに、事務局の方から説明ありましたね。この文言がもうそのものずばりなの
ですよ。だからこれももう少し出たときに、事務局に苦言ではないですけども、これをきち
っと説明していただければ、あの委員方もある程度わかったと思うのですけれども、ある程
度言わせてからあれですよ、これに似たことは説明しましたけれども、だからもうこれも

強く説明していただければ、そういう発言もなかったのかなというふうに思うのですけれども、これそのものずばりなんです。私はこれで結構だと思いますけれども。

佐藤委員長：はい、事務局。約束してください。

小西事務局参事：神田委員おっしゃいますとおり、先ほどの件も含めまして、もうちょっと詳細に皆さんにご理解いただけるような形で、経緯経過も含めて声高に説明してまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

飯尾委員：しつこい確認をちょっとしたいのですが、堀委員にちょっとご質問なのですが、先ほどちょっと特別職の部分で、違ったようにとられかねないというようなのがあったのですが、それどういう意味なのかちょっと。

堀委員：例えば、今の助役がとか、そういう今の特別職の人たちがそのままスライドしていくのではないかというような勘違いというか、だからこの文面の中に、前もありましたよね、何か特別職の協議をなくしたときの部分ですが。

佐藤委員長：区長という職が、村長がスライドしていくのかというふうに誤解されているという部分があるという、その話ですよ。

堀委員：そうです。前回のときもそうだったのですけれども、今の身分の特別職の人たちが、そのままどこかにスライドしていくというか、そういうふうに受け取られがちだったというのがあったのですよね。それでちょっとそこが気になっていましたので、特別職という受けとめ方のところが違ったのではないかなと思ったので。

飯尾委員：はい、わかりました。

多分、そう思われている委員も結構いるのではないかなと思うのですね。特別職という言葉自体で、村長や助役がそのままなるのではないだろうかと思われている方もいると思いますし、そうなることも否定はできないのですね、これ。規則の中では、その辺多分実際そう考えているのかという質問が出たりしたら、どう答えるのですかね、実際だれが。

田村委員：人事案件だから、私はそこまで協議会がタッチしていくということになると、やっぱり市長としたって大変だよ。

小林委員：その答弁は、本当に簡単だよ。市長が委嘱するのだ。ほかの人が委嘱するのではない。市長が適任だと思う人を前の村長であろうが、助役であろうが、あるいはここにいらっしゃる佐藤先生であろうが、だれを委嘱するかわからないのだよ。市長が委嘱をいたします。それで終わり。

桐山委員：私の個人の意見を言わせていただくと、村長が初回はなっていたいただければ一番事情がわかる。

小林委員：それは希望でしょう。そういう余分なことは言わないの。我々は。

飯尾委員：私が言いたかったのは、その部分の確認なのですよ。そういう質問が出たときに、個人的な意見を、この小委員会の委員が余計なことを言うてしまうとごちゃごちゃになるので、それはもう市長の任命ですからという事務局の一声で押さえていただきたいなという確認をしたかったの。

小林委員：余分なことを言っちゃいけない。

神田委員：これについては、いろいろな憶測があるんだ、ということは前に提案したでしょう、何回かで3市村の特別職の取扱いについては、3市村の長が相談して後で決めるなど、あんなこと廃案になったけれども、ああいうことがあるから、いろんなことが今度憶測を呼ぶのだけれども、我々はそれまで詮索したら、もうだめだから、このとおりのあれでいいけれども、あとの市長がだれをやるかはまでは、我々は詮索しないということで。

鈴木委員：過去の合併の例では、それが習い性になっているわね。あちこちの富良野と山部の合併でもそのとおりだし。

小林委員：わかっているけれど、それは言わないんだよ。

石橋委員：そんな重箱の隅つつくようなことは言わないの。

鈴木委員：私の希望としてはそうですというふうなことを言うのが、筋だろうし、この新市におけるイメージの中でも、この間も変な質問出たようだけれども、新市におけるこの新市のイメージなどでも、数字が全然入っていないでしょう。事務局に聞くのちょっと悪いけれど、この数字を私、うちの議員の方の委員に聞いてみたいと言ったことがあるのだけれど、聞かなかつたけれども、数字が全然入っていないわけですよ。新市のイメージが。この数字が。議員配置の数字が。総数も入っていないの。何も入っていないしょ。

神田委員：入っているんだ。

鈴木委員：どこに入っている。

桐山委員：別なところだ。

鈴木委員：いや、入っていないんだって。いや、別に入っているけれども、このイメージの中には入っていないわけさ。だからそれを数を聞いてみたらどうだって言ったけれど、うちの議員の委員からは聞かなかつたけれどね。こういうふうなこともやっぱり本当は聞けばああいう質問も出ないんだよな。

神田委員：委員長、第5条を確認してください。

佐藤委員長：第2点目、第5条の地域自治区の区長については、先ほど論議されましたけれども、原案どおり確認させていただいて、よろしいですね。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：それでは4点目の第9条の地域協議会の会議に関しましては、第6回で開催いたしました小委員会の協議の再確認をさせていただきたいと思います。

4点目の地域協議会の会議につきましてご意見をいただきたいと思いますが。

神田委員：第9条このとおりで結構です、ということは20人にしたって過半数なら11人。11人の過半数といったら6人でしょ。15人から5人6人多くしてもそんなようなもの。こんなこと指摘されたら、委員を30人以上にしなければ。30人だって16人。16人の過半数といったら9人。

鈴木委員：そんな議論が出ること自体がおかしい。

神田委員：あれはへ理屈だ。

堀委員：きっとそういう意味ではなかったと思うのですね。これ前回のときは委員の3分の2以上の出席で、開くことができるというのだったと思うのです。それでここ過半数になってしまうと、数だとこの間何と言ってましたっけ、15の半分だから8ですか、8の半分なので5と言っていましたけれど、私は委員長を抜くと7なので4なのかなというふうに、極端に言ってしまうえばそうなのかなと思ったのです。最初の提案でいくと、ここの過半数が3分の2だったということもあって、私もちょっとこれだけの議決をするのであれば、やっぱりそんな休むことを前提に考えているわけではありませんけれど、これだけの議決をするのであれば、ある程度の出席というのは必要なかなというふうに思いました。ただ単の数だけではなくてね。だからそのところはちょっと議論した方がいいのかなと。協議会に戻したときに、そういうことではなくて、こういう議論もしたけれども、こうなったということは必要だと。

鈴木委員：数字のマジックかもしれないね、やっぱり。

飯尾委員：ちなみに市町村議会の定足数というのは何分の何なんですか。

神田委員：過半数。

飯尾委員：議会と全然別個のものですけども、ちなみに。

田村委員：3分の2の出席の会議といったら、よほどの会議ではないか。特別議決をするとか何とかという場合は、そういうの使うけれども。

神田委員：普通は過半数ですけどね。

石橋委員：結局は、地域協議会というのは、やっぱり自分たちの地域をどうするかということで、みんなで話し合いするのだから、過半数だからこっちに決める、あっちに決めるということではなくて、前提としてはやっぱり今の協議会みたいに賛否をとるのではなくて、みんなで話し合いをしてそれでいよいよどうにもならなかったら、それは議決しなければならぬと思うけれども、原則としてはとにかく意見を一致しようと、そういうことを踏まえた上で、やっぱりそれでは文書にならないから、やっぱりこういうことを1つ書いておくべきだと思うのだけれども、これはこれでいいと思うよ。

小林委員：ちょっと、この15人以内とする、以内の、がっちり12人にするとか、そういうふうにしなくて、以内とするということで決定したのだけれど、その以内というのはどうでしたっけ。

桐山委員：そのときは必ずしも15名全部あれしなくても、以内となっていればいいというような意見。

小林委員：軽かったな、意味は。

桐山委員：その以内で決めていけばいいんだ。15名という意見を出したのは厚田側で、私も15名ということを出したのですよ。

鈴木委員：浜益村が12名だったんですよね。

桐山委員：5地区のリンクがあって、農業、漁業、商業、老人、婦人、青年と、そして公募という、大体14名ぐらいになるから、15名ということで鈴木委員もそういう意見を

出した。その以内としておけば、必ずしも15名でなくてもいいからいいのではないかという。

小林委員：それは結局、地域の協議会が定数を決めることになるんだろうか。どうなんだ、そのところ。以内とする。

佐藤委員長：ちょっと事務局、説明いただきたい。

清水事務局次長：この場合、15名以内という、以内がつく。また地域協議会の委員の任命権というのは市長が持ちます。ただ市長が、15人以内だから、厚田は15人だけれど、浜益5人でいいなどということはありません。当然そういった場合には地域事情を先にお聞きするのではないかと思います。区長が最初いっちゃう話ですので、地域事情を見て、その厚田なり、浜益の地域の団体ございますね、漁協なり、農協なり、またPTAなり、婦人会なり、青年団なり、いろいろございまして、その活動状況を聞いて、厚田と浜益で多少やっぱり異なる部分が出てくるでしょうから、そういうものを聞いた上で、どのぐらいのものをそういう団体の方からするか、また公募の人数はそろえた方がいいのではないかと、そういうことを判断して、厚田の場合は若干この事情があって多くなるかもしれませんが、浜益はこれでという話でどうですかという、いろんなやりとりを事務方でして、それが市長に伝わり、そして最終的に委員が決まってくと。そこで人数が決まってくと思われまので、15人以内はまさしくその中で、地域の事情を反映した中で決まってくものとご理解いただければと思っております。

小林委員：はい、わかりました。

佐藤委員長：今の説明でご理解いただいたと思っておりますけれど、ほかにございますか。

(「なし」の声)

佐藤委員長：それでは、9条の地域協議会の会議の開催成立要件及び議決要件について原案どおりだと可決してまいります。よろしいですね、確認いたしますけれど。

(「異議なし」の声)

佐藤委員長：それでは、次に3点目の協議書(案)第6条の「地域協議会」の第4項に規定しております地域協議会委員の報酬について、ご発言を願いたいと存じます。

まず、協議会委員の報酬につきましては、さきの衆参両院総務委員会で附帯決議がなされており、本日再度資料としてお配りしておりますので、ご参照の上、ご意見をいただきたいと存じます。

それでは、ご発言のある委員の方は挙手でお願いをいたします。

はい、堀委員、お願いいたします。

堀委員：発言の前に、附帯意見がこういうふうについたということは、先ほどちょっと説明があったのですが、もう少しそこら辺でどうしてこういうふうになってきたのかということが詳しくわかれば、それを聞かせていただければと。

佐藤委員長：事務局、お願いいたします。

清水事務局次長：堀委員のご質問の内容をちょっと確認させていただきますが、これは衆

参両院のこの附帯決議がどういう背景からなされたものかという、そういう意味でよろしいでしょうか。

それでは、私の方からお答えさせていただきます。

この衆参両院の附帯意見の背景の中で、端的に申し上げて、国会質疑がなされております。その国会質疑の中で、衆議の方でございますけれども、このようなある国会議員から質問がありました。内容としましては、地域協議会の報酬について、無報酬と明文化しなかった理由と報酬を支払う場合として想定するケースはいかがかと、どのようなものかという、このような質問が国会の中でされました。それに対して総務省は以下のように答えております。ちょっとそのまま読みますので、長くなりますけれども、お聞きいただければと思います。

総務省としても、原則として報酬は支給すべきではないと考えるが、自治体の審議会等の委員には、勤務に対する反対給付として、報酬を支給しなければならないという地方自治法の規定もある。地域協議会の構成員も審議会等の構成員に含まれるので、法律上、一律に反対給付の支給を否定することには無理がある。

しかし、地域協議会の構成員の活動は、住民として担う自発的な共同活動の一環ということもあるので、審議会の委員、これは一般自治法上の審議会を指しておりますが、審議会の委員とは、若干役割は異なると考えられるので、報酬を支給しないことができることとした。こうした考えからいえば、原則として報酬は支給すべきでないと考えており、その辺はしっかりと助言をしていくこととする。

自治体が払うという判断をして、議会の同意を得た場合は報酬は支給されるが、そのような具体的なケースは想定はしていない。

というような質疑応答がございまして、この経過を踏まえ、その後の質疑の中でこれらについては、原則として無報酬とするを周知することということがその場でも申し送りされていて、それが全体の意思となり、最初に衆議の方で議決されました。

そういう状況を踏まえて、参議院の中でも同じような、当然衆議から送っていきますので申し送りがされまして、参議の方でも当然そのとおりだということで、同様な決議がなされたらと、このように理解しているところでございます。

佐藤委員長：説明が終わりました。

ご意見いただきたいと存じます。

まず、田村委員の方から。

田村委員：ちょっと事務局にお伺いしたいのですけれども、この衆参の議決、常任委員会の議決が5月19日になっているので、当然事務局としてもこの議決の資料は当然早くもらったというふうに理解するのですけれども、もし仮にこの議決に沿った形で進めることが望ましいという判断をしたのか、しなかったのか、ということは、当然私はその前に我々の小委員会では、報酬を支給するという事で決めてあったわけですから、もしこれが重要な協議の事項になるとすれば、私は協議会の前にもう一回この小委員会、委員長に頼んで、国の方向としてはこうだよということで、もう一回どうですかという考え方が本当になっ

たのか、あったのか、どうも会長の話を聞くと、やっぱり無報酬の方がいいのかなというような物の考え方として受けとめたような、私はそんな感じをしたのですけれども、やっぱり私はあの協議会にこの案件がわかりながら、小委員会の決定が異なっているとすれば、もう一回考えてみないかということをやっぱりするべきであったのではないかというふうに思いますけれども。

佐藤委員長：もう一度、事務局お願いいたします。

清水事務局次長：その点に関しまして、ご説明というか、お謝りなんですけれども、正直なところ、この資料を入手しましたのが、協議会の前日でございます。前日でございます、えっ、と驚いておりました。

それで、これに関しましては、第5回の小委員会の会議で、報酬を支給しないということの法の趣旨はどうなのだとということで、事務局にご質問がありまして、今言ったような同様な趣旨はご説明したところでございます。

ただ、法文はその段階では国会質疑もありましたように、法律上は報酬を支給することも可能な余地は残しております。だからそのこともあわせてご説明した結果、第27次地方制度調査会からの意見の反映の状況と、法の解釈論は言った。それはご説明させていただいて、審議させていただいたのですが、それが終わった後、決議がなされ、私どもの方に情報として入ってきたのが前日であって、本来的であれば委員長にご相談して、もう一回こういう小委員会を開くということも考えなければいけなかったのではないかと考えております。思っておりますが、時間的猶予がなかったということで、ご理解いただければと思います。

桐山委員：私、何回も言いますけれど、初めて聞く言葉ではないのですよ。字句だって前の資料持ってきていますけれど、何ら変わっていないのですよ。ただ議決されていたか、されていなかったかということでしょう。みんなで論議したのはちゃんとこれを踏まえて論議しているわけですから。原則として、無報酬とするということを踏まえて、どうするかということをして2回にもわたって協議会しているのですよ。ですからそんなに私はこだわりの必要はないと思うのですよね。

清水事務局次長：ちょっと補足させていただきますが、今までの会議の中で、また私どもの説明の中で、原則無報酬ですよという言い方はしておりません。精神としては無報酬とすることができる、これが法の趣旨として重要で、それがあったために、この無報酬とすることができるという形になってきたと。そういうご説明はしておりました。

ただ、原則として無報酬、つまり原則というこの言葉が重たいわけなのですけれど、これが入ってきたのがこの決議以降だということで、ご理解いただきたい。

桐山委員：以前のやつ持っていますけれど、入っています。早いやつには入っています。

清水事務局次長：法の趣旨としての表としてまとめた分の資料の中では、そういうふうな書き方をしておりますけれど、国から出てくるその資料としてのやつの中での原則というのは初めてなわけなのです。

神田委員：先ほど説明を受けましたけれども、この報酬の関係ですけれども、この資料で

もらっておりますけれども、原則として無報酬、この報酬の中にこれは国の方では日額報酬まで、やはり原則として無報酬を考えているのでしょうか。報酬というのはやはり年額報酬とか、それから月額報酬とか、そういうものをとらえて無報酬としますよということでやっているのか、それともあくまでも日額報酬までとらえて無報酬だよという、この精神が日額報酬までとらえているのかなというふうに疑問なんですけれども、それはどういうふうに受けとめておりますか。

佐藤委員長：今、神田委員からその報酬の中身についての説明を再確認したいということで、事務局の方でお願いいたします。

清水事務局次長：ご説明いたします。

報酬は報酬、実費弁償は実費弁償でございます。いわゆる交通費、小委員会で車馬賃と言われていたところもありましたけれど、そういう会議に参加するためにかかる費用でございます。経費については交通費、実費弁償としてとらえて、それは当然お支払いするべきものとなると思われま。

それから、そうではなくて、それに対して参加することによって出てくる手当、報酬的なもの、つまり参加することの対価として得られるもの、これが報酬でありますので、日額報酬というのは報酬に入るということで、実費弁償の範囲とは別でございます。

神田委員：国のこの無報酬としてするよう周知することということですが、日額報酬までやはり報酬としてとらえているのかなという。

清水事務局次長：当然入っていると思います。

神田委員：はい、わかりました。

佐藤委員長：ただいまの説明で、委員の方、そのほか質疑ございませんか。理解できましたか。はい、どうぞ。

小林委員：この前も会議のとき言ったんだけど、我々は2回も3回も、原則として無報酬とすると、そういうのがあったよね。それを今度は了解していて、原則というのは一体重いのか、軽いのか、一体原則の意味するものは何だと、こんなのは僕は長いこといろいろ原則は嫌な言葉だなと、こんなのは言ってみれば逃げ言葉みたいなものだ、これは。

だから、そして、あのときにも言いましたが、地方分権って何だ一体と。こういう総務委員会で徹底するよといったら、すーっと下の部分まで来て、市や、これ村まで来て、そしてこれ守らなければいけないと。一体主体性はどうかね、一体。地方分権の主体性は。だからおれはこんなのは我々の自主独立の存在を意識して、そうあらねばだめなんだから、そうしたら、我々の決定に堂々と従ってやってもらいたいものだ。

ただ、おれはちょっと気にかかっているのは、報酬というと、おいおい、随分もらっているのではないかと、ひがまれたり、何、あんた、6,100円ぐらいしかもらわないのにひがまれて、それで選挙管理委員様は出なくても、あれ3万何ぼだからな。ああいう矛盾もあるのだから。あえてその誤解を解くために、神田委員が言ってたんだな、車馬賃。昔の言葉で。そういうふうな言葉で実費弁償的なものがないのではないかと。

ですから、我々は新市においては報酬といっても、実費弁償的なそういうものを今度は決めて、そして支出するようにすれば、一般市民の方々も、これ了解して下さるのではないですか。

だから、僕の意見というのは、おい、余り、こういう総務委員会の結果について、右往左往するなよと。自主独立だよ。ただ報酬については、若干誤解があるのかもしれないなど。ですから新市において、この報酬についてはやっぱり決めて、そして市民が了解するように、そしてみんなが協議会に参加してやるように。

それで、この報酬か実費弁償か、それによって悪いけれど出席率が違うのだよ。本当に。これはそこまでまだ郷土愛だとか、そういうものが一般市民にあるかといったら、それはないもの、本当に。郷土愛でみんなやっていくのだ、さあ、今日この晴れているのに、農業をやめて、おらは会議に参加するんだと、そしたら、あんた、自分の方が大事なもの、あんた。明日雨降るなんていうときに委員会に出てられるかい。だから夜でもやればいいんだよ。

だから、僕はやはりある程度の重みというか、そういうものも必要だ。その不信感を持つて言うわけではないけれども、そういうものが私は必要だと。これは飯尾委員発言もあったよ。そういうことについては。

これで終わりですな。

佐藤委員長：補足ですか。

桐山委員：自治法の改正された精神からいいまして、私は無報酬というのは全くそうであって、しかるべきだと思います。将来に向かって自治法が改正されたのですから。

ですが、今この合併というときに、ひとつ長くは、さっきの10年と絡みますけれども、事情を知らない委員は、10年間かなというふうに受け取るかと思えますけれども、私、厚田村の委員としまして、10年間という甘えた気持ちは持ってありません。はっきり言ってもう先ほどの10年のときにもおっしゃいましたけれど、10年一昔ではなくて、もう5年一昔だと思いますから、どんどん全市にわたってのこういう協議会というものが持たれてくると思えます。そうすれば厚田と浜益だけが多少なりの報酬をもらっているなどということにはならないと思うし、もらってするべきだとは私も思いません。

ですが、出発点として、住民の感情とかいろいろあるのですよ。同じ会議に出席するとしましても、片道20キロあります。一番遠くを考えますと。往復40キロです。今小林委員もおっしゃられましたけれども、農業との関係とか、そんなことも絡みましようし、ボランティア的なことで、行ってくるわということとはちょっと違いますから、当初のうちは私ら住民の気持ちも考慮していただいて、出発点はひとつ報酬をつけた形でさせていただければなど、そういう気持ちでございます。

佐藤委員長：はい、飯尾委員。

飯尾委員：私も多分ほとんど小林委員、桐山委員と意見は同じだったと思うのですが、この報酬を決定するときの小委員会、多分議事録読まればわかるかと思いますが、どういう議論だったかということ、理想は皆さん一致して、多分無報酬だったと思うのですよ。それは

なぜかという、この地域自治組織というのは決して市町村の下部組織ではなくて、もともとの地方制度調査会の最初の理念は自発的にできていくものだったのですね。

ところが、国会に提出された法律が二転三転して、結局は市町村の下部組織と自発的なものごっちゃになったようなあいまいなものになってしまったので、こういう問題が起きてくるのかと思うのですね。

純粹な自発的なものであれば、それはもちろん報酬を払うものでもないのだけれども、片や事務局は市町村の下部組織の支所があって、その諮問も受けるという、それがまず1つと、それともう1つは仮に無報酬としても、多分新しいシステムをいきなり根づかせるのは無理であろうということも議論の中にあっただと思うのですよね。だから当初はやはり報酬をつけて自覚と責任を持ってもらうべきだと。堀委員さんはかなり反対されましたけれども、最終的にはそういう意見にまとまったのではなかったかなというふうに思うのですよ。

ここから、今度私の次の新たな折衷案というか、新しい意見なのですからけれども、そういうことがもし皆さんもし確認できるのであれば、その自発的なものと下部組織ということと新しいものを根づかせるということをかんがみて、この国会決議も重く受けとめて、その報酬を出す期間をこの区長の4年に限るといふようなことも考えていいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

そして、もし仮に今度本則に基づいた地域自治区が全市に置かれるとすれば、それぞれの地域自治区の協議会の規則で日当なり、報酬なりをつけていけばいいのではないかなと思うのです。当初の4年はやはり市からの報酬ということで、そういうふうに年限を区切るのはどうかなというふうに思いますが、ご批判ありますでしょうか。

桐山委員：私もそれをちょっと考えたのですが、年数でなくて、その4年をめぐにした当分の間という言葉にしていなければなということ、自分自身考えたのです。必ずそういうふうになると思います。

佐藤委員長：はい、神田委員。

神田委員：先ほど小林委員の方からも言われましたけれども、この報酬の関係で私も言ったことあるのですけれども、報酬といえば何か対価というようなことで、一般住民からも抵抗あるのではないかとということで、前のときに費用弁償とか、そういう私、発言したのですけれども、本来であれば報酬が無理であれば、本当は旅費を支給すべきではないかと思ったのですけれども、何か事務局の方では石狩市の条例の中には、旅費の中には日当が入っていないのだと。それでそういう関係からいって、今までの会議で今度報酬と落ちついたのですけれども、それですから、現在浜益でも議員の旅費の中には、財政的な問題で日当は含まないようになっておりますけれども、交通費だけですけれども、本来旅費の中には日当プラス交通費、これでイコール旅費というふうになっておりますから、旅費を支給することができるということで、旅費を支給すればこういうような問題は出てこないのではないのでしょうか。それも旅費の中に日当プラス交通費と。

ただ、たまたま母体になる石狩市がその旅費の中には日当が入っていませんからダメです

よということだったものですから、これでこういう協議調書の中に、旅費として日当プラス交通費を支給することができるというふうにならばいいのではないですか。石狩市自体が日当を払っていないから、この協議会にはそういうことはだめですよ。そういう規制はされないのではないのでしょうか。どうですか。

佐藤委員長：はい、ただいまの神田委員のご意見に対して、事務局お願いいたします。

清水事務局次長：私の方から若干説明したいと思えますけれども、市の方で旅費の中の日当は支払っていないのは、今ご説明あったとおりでございます。

今のお話の中で、ちょっと危惧される点が2点ばかりあります。1点目は、同じ市、同じ行政組織の中で、当然地域自治区の協議会も、同じ組織、石狩市の中です。その中で同じ交通費を支払う段で、片や日当が出る、片や日当が出ないというのは、これは制度的にいかがなものかという点に1つ疑義が生じてくるであろうという問題。

それからもう1つが、日当という考え方について、若干誤解が生じているのでしょうかというふうに考えております。旅費の中の日当というのは、旅費ですから、もう旅行にかかる費用そのものなのですね。つまり遠隔地に出た場合に対して、実際にかかる電車賃とか、バス賃以外に、移動しなければいけない分、またかかる費用が発生する不足の分があるでしょうと、そういう場合について、具体的に言えば東京に出張行ったとき、急な時間的な余裕がないのでタクシーに乗って目的地まで行く。普通だったら歩くとか、そういうふうな不測の場合とか、余分な分がかかってくる場合を想定して、その日当というのは組まれているものでございます。それが旅費の日当の本来の意味でございます。

ところが、今回の場合について、それを日当といいますと、実際にかかるのは本当のバス賃とか交通費だけで、これは実費弁償としてこの規則の中でも支払っていただくということになっておるわけでございます。それプラス日当という、その日当はまさしく報酬的な性格をしてしまいますもので、本来持つ旅費の中でいう日当とは、やっぱり性格を異にしてしまうものなのかと。その点について言葉をかえてそれを旅費、日当という形で出すというふうによしんばなったとしても、本来の筋道から若干ずれたものになってしまうのではないかという疑義が生じてしまうということです。

神田委員：それは事務局の説明ではわかりますけれども、今旅費の中である程度事務的なことを言えば、道外旅費、それから道内旅費、それから村内旅費とありますよね。市内の旅費。それでも道内旅費の市内旅費は半日当ですよ。半分の日当でやっていますよ。私は浜益村ですけども、村内で出張した場合は道内旅費の日当は半分だとか、そういう日当はついていました。

そういう段階では、やはり事務局では原則的にはそういう説明しておりますけれども、旅行雑費以外のそういうあれでしょうけれども、それでもやはり村内旅費として日当プラス交通費、そういうことでどこの町村でもそれは今までつけてあるのでないのでしょうか。ただ財政的な面で、たまたま今度は旅費には日当はつけませんよと、そういうようなことで今現在はそういうふうになってきておりますけれども、これで財政的な条件は好転してくればまた

旅費の中には日当が復活してくるのではないのでしょうか。それはそういう予想の問題ですからあれですけどもね。

たまたまそれで石狩市の場合は、旅費の中には日当がないと。今まであったのですからね、原則日当は。それが今度は日当がそういう関係でないから、旅費としては交通費しか出せない。それでこの場合は無理やり報酬というふうになってきたと思うのですよ。それですから何かそこで救う道があれば、妥協点が見出せるのではないかと思うのですけれどもね。

田村委員：私もいろいろ考えておりますけれども、私の意見としては、冒頭鈴木委員が話したように、やっぱりそれは市民活動だよとか何とか、堀委員の得意な分野ですけども、そういうことからやれば、当然無報酬ということも考えられるわけですけども、やっぱり桐山委員の言ったように、当面の間はやっぱり市長の諮問機関の1つだというふうを考えるので、そうするとやっぱり石狩市とのそれぞれの審議会との整合性を考えれば、やっぱり報酬は出すべきだと。

ただし、それは鈴木委員が冒頭言ったように、それが高いというようなことであれば、その石狩市の報酬をどんどん新市の中で改定していけばいいことで、将来的には石狩市の審議会も無報酬というような、堀委員もそんなような話もされておりましたけれども、そういう方向に行くのであれば、私はおのずから時期がたてば、それが合併後2年になるのか、3年になるのかわかりませんが、やっぱりそういうことで私は今回の原案というものについて当面、厚田地域の委員としては認めてほしい。こんな意見でございます。

中野委員：今、報酬の問題でございますけれども、神田委員を除くところのご意見、よく聞かせていただきました。特に小林委員のご意見を私は尊重したいなど。そしてまた桐山委員、田村委員のお考えと同一でございます。

それで、6回目の委員会では、石狩市の報酬の基準と申しますか、これを基準にして決めたいわけでございますけれども、私はこの額については当初から、何も額にはこだわらないということから意見を申し上げておりますので、この額についてその辺を皆さんのご意見をいただいで検討いただければなど。

あと、飯尾委員の4年間というようなご意見もございましたけれども、私はやっぱり石狩市の基準の報酬でなくてもよいのではないかと。下げて、そして長くやっぱり続けていただく、あるいは支給するという方向にやっていただければありがたいと、このように思っております。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

はい、堀委員。

堀委員：私、余り考え方としては変わっていないのですね。ただ協議会の中では小委員会でも認められたことなので、意見としては一言も言わなかったのですけれども、先ほど佐藤先生のお話にもあったように、この地域協議会というのは、地域の人が参加するということで、地域づくりとか、まちづくりに参加していくということなので、私はその中に金銭的なものが絡むのではなくて、市民がみずから参加していくということを位置づけていくべきだなど

ずっと思っていましたので、ここに報酬が支払われるということに対してはずっと反対でした。ただ地域的なことを考えると、交通費実費負担というのは絶対必要だろうなというふうに思っています。

先ほど田村委員の話の中で、その審議会の報酬はなしにというところがありましたけれども、今石狩市の中にいろんな人たちが集まったまちづくりのための協議会だとか、ごみへらし隊だとかいろんな人たちが集まってやっているのですけれど、それはやっぱりこの石狩のまちの環境をどうしていくとか、いろんな部分でかかわっていて、それはやっぱり交通費も何も出ていない部分でやっているのですよね。でもそれは本当に自主的な集まりになってきているというところで、私はすごく評価すべきことなのだなというふうに思っています。ここでいくと今の石狩市だとか、厚田村とか、浜益村にもあると思うのですけれど、審議会の役割とまた性格がちょっと違うのかなというふうに思っています。

それと、最初ですので、まちづくりに参加していく最初の部分というのは、私きっとこの集まりというのはすごく多くなるのかなと。石狩市にも審議会とかたくさんあるのですけれど、審議会に参加する人たちが、最初から審議の中に入っていきのはすごく難しいのですよね。だからその審議会の中に何がかかっていくのか、どのことで話をしていくのかということとを公募の人たちとかを集めて学習会する部分も必要なのではないですかというところで、そういうことをやっているところもあります。公募した人たちにそれに出てくださいということとでやっているところもあるのですけれど、そういうことは必要なのかなと。

ただ、さっきの話の中で、最初は報酬を払って、後で払わなくなるというのではなくて、私はここがちゃんとした機能を持ってきたときに、そのときは反対に報酬というものを考えなければいけないのかなと、逆に思っていたのですけれども、ちょっと違うかなと。報酬のところ、私はやっぱり払わないのがいいだろうというふうに思っています。

このいろいろ諮問される部分だとか、あと新市建設計画にかかわる部分だとかというので、やっぱり自分たちのまちをどうしていくかということとを考えるとということですから、まちづくりに参加していく意識を育てていくということがすごく大事だというふうに思っていますので、この部分では報酬は払われない方がいいというふうにずっと思っています。

ただ、私、この会に参加するために、今までの議事録をずっと読んできました。その議事録の中で報酬の分に関しては、今回提案されたような石狩市の審議会に対する報酬という払い方ではなくて、年報酬みたいな形で5万円ぐらいを支払った方がいいのではないかととかという話もその中には出されていました。私、報酬を払うことに反対をする一番大きな理由の一つに、報酬を払うということは予算組みされてしまうということなのですね。この会というのは、私はまちづくりを積極的に進めていくので、私、最初から言っていますけれど、自分たちがこのことについて提案したいと思ったときには、自分たちが集まって開ける会なのだからということがありました。それで報酬を決めてしまうということは、回数も制限されるというふうになってしまうだろうなということがすごく懸念されます。

石狩市の審議会の中でも、もちろん意見が盛り上がってきたときに、もっとたくさん審議

会を開きたいとかという考え方があっても、なかなかその辺が難しいところがあります。こういうまちづくりに関していうと、私はここが始まりなので、たくさん集まる機会があっていいのかなと、そういうふうな積極的な会でなければならぬのではないかなと思っていますので、報酬に関してはやはり私の考え方は最初から変わらずに、実費負担というところで考えたらいいかなというふうに思います。

ただ、皆さんの意見の中に、報酬というのがすごく多いので、もしも報酬というところを考えるのであれば、1回幾らではなくて、1年間幾らという考え方があっていいのかなと、折衷案として。今回は全面的に反対しましたがけれども、本当はない方がいいと思っていますよ。ただ議事録をずっと読んでいて、ああ、こういう考え方もあるのかなというところを改めて考えています。

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

発言のない方もいらっしゃるので。

鈴木委員：私も本来であれば無報酬がいいのではないかなというふうに考えていますけれども、非常にこの地方自治を考えました場合に、地域をどう守るかということが一番大事だと私、思うのですよね、この地域自治組織のこの委員会というのは。

そういうことから考えますと、やっぱり議会とは関係ないよと、こう佐藤先生おっしゃいますけれども、地方自治を今まで持っていた厚田村にしますと、1つの役場がなくなるわけです。そうした場合にはそれにかわるものが何かということがやっぱり1つの問題だと私、思っております。議会議員が今までいたわけです。村長もいたわけです。それがなくなるわけです。役場がなくなるわけですよね。それにかわるものが何かというと、やっぱり今度石狩の市長から諮問を受ける者が、この地域自治区、この協議会だというふうな解釈をしまうわけですよね、今までの流れからいって。これが最後のとりでだなというふうな解釈をするものですから、どうしてもやっぱり大事な会議だなというふうな解釈をするわけです。

ですから、この間も協議会の中で、池端委員から、子供も出るのではないかなというような組織と言われたときに、私、愕然としたわけですね。市議会議員の方がそんなような考え方を持たれているのかなと思って、私もちょっとびっくりしたのですけれども、そんなような考え方の方が市議会議員にいられるということになると、これはますます大変だなというふうな解釈をしたのですよね。

そういう考え方からいきますと、やっぱり地域を守るという考え方からいきますと、この会議というのは非常に大事な会議だなというふうな考え方をしますと、やっぱり報酬を多少でも払わなければだめだろうなというふうに考えます。ですから今は石狩市の報酬が1つのベースになっていますけれども、新市になった場合は、新市のベースを考えてほしいと思うのですよね。

今からはお願いですけれども、新市の場合のベースでこの報酬を考えていただければ、私はいいのではないかなという解釈をしておりますので、今は特別いくらという考え方はしていません。財政的に大変だというふうに石狩市はおっしゃっていますから、当然そういう

ことも俎上に上がってくるのではないかなという考え方でありますので、そういう段階に報酬の見直しなども当然あるのではないかなという考え方もしております。そんなようなことで提案させていただきたいと思っております。

佐藤委員長：河合委員、ございませんか。

河合委員：いろんな意見あるのですけれど、この協議会というものは、ボランティア組織とか、そういうものとは異なる会だろうなと理解しているのですよね。だから自発的にみんなが何かやろうと、みんなが集まる会ではなく、市長から任命されて、何月何日協議会を開きますのでご出席願いますということで集まって、いろんなまちづくりのことについて話し合いする会だろうなと思っているので、ボランティアの集まりとはかなり違う。

ですから、当然やはり真剣に協議してほしいので、それに見合う報酬は払うべきだと、そういう意見。それは前からの意見で、考えは変わっていません。

佐藤委員長：もう一方。

越智委員、どうですか。

越智委員：今回のこの報酬の件につきましては、衆参の決議事項に従って、もう一度考えてくれということなのですね。さまざまな意見も出ましたけれども、既に前回の小委員会では、この辺のところも網羅しながら、すべての議論をし尽くしたというふうに私は思っているのです。

そこで、先ほども年限を切るとか、それから報酬の額についてもちょっとお話しも出たようだけれども、私は特にそういうことの必要はないと。前回の委員会で皆さんが確認したとおり、原案のとおりでよろしいというふうに思っています。それ以上は議論の必要はないというふうに思っております。

佐藤委員長：はい、わかりました。

それでは、5分間ぐらい休憩をしたいと思います。

(休憩)

佐藤委員長：それでは、引き続き会議を開きます。

12時で出発しなければならない委員もいらっしゃるので、あと15分ぐらいしかございませんけれども、まず岸本委員と石橋委員、ご意見をどちらからでも。

はい、石橋委員、お願いします。

石橋委員：私も前回同様、やはり額は別としましても報酬は出すべきだと。ということはやっぱり報酬も何もなくて集まれといたって、人数15人でも20人でもいいけれども、そんなのがないとすれば、おれは今日は腹痛いとか、足痛いとかと言って出ないやつも出てくるだろうし、やっぱり多少なりともこういうものを出しますよとなると、出てきてもやはり責任のあることをしゃべると思うのだよ。今日は自治会の会議があるから出てこい、自治会は全く無報酬でボランティアですから、婦人会も出てこい、出てきても結構無責任なことばかり言うのですよ。そういうことではなくて、やっぱり市長から任命された1つの権威のあるそういう会だったら、やっぱり出てきて責任のあることを言ってもらわなければならな

いし、責任持って出席してもらわなければならない。となれば、やっぱりある程度の報酬は必要だと。

ここにちゃんと石狩市の条例というのがあるけれども、石狩市というのはこれ見ると結構出しているんだな。教育委員長で月額5万2,000円だもの。年額だと思ったら月額だものな。こんなに出せとは言わない。その他の非常勤職員で年額30万円だもの。こんなに出せとはだれも言わない。せめて日額、旅費、それから弁当代くらいは出しても罰は当たらないと思いますけれども。そういうことです。

佐藤委員長：ご理解いただきましたでしょうか。

では、次に岸本委員、お願いします。

岸本委員：済みません、私、前回と前々回の小委員会とそれから12回の協議会、行事が重なってしまっていて、欠席いたしておりました。

概要は聞いてはいましたし、皆さんの意見を今、聞きましたけれど、これは多分公職ですよ。公職とボランティアとは違うと思いますので、今石橋委員が言うように、報酬は妥当かなと思います。

佐藤委員長：はい、わかりました。ありがとうございます。

あと残っているのは私だけだ。

小林委員：出るだけ出たから、委員長まとめてくださいよ。

佐藤委員長：ちょっと今中身を精査しております。

小林委員：よろしくお願いします。

佐藤委員長：やっぱり、小林委員の意見も、飯尾委員も、神田委員も、本当に腹からこうだよなという発言だなというふうに聞いておりましたけれども、報酬という名前がだめなら別な方法もないかという話もございましたけれども、やはり自分のまちは自分でつくっていくという責任を持った委員でなければ、このことはできないと思いますし、多分そういう人でないと受けないと思います。そういう意味も含めて、堂々と報酬はいただくというふうに決定をしていった方が、むしろいいのではないかと私は思います。

ただその中で出てもらう人に対する敬意というか、思いやりというか、そういうことも含めながら報酬という数字を出しているのであって、金額は石狩市に沿うということにはなっていますけれども、あえてそれは新市で決定をして、数字について云々は言わないということですよね。皆さんご意見はそういうことですけれども、時代の推移も考えながら、今までのまちづくりに尽くしてこられた方々にすれば、それは無報酬で何も問題はないのでしょうか、やはり国からこうやって合併をしなさいみたいなことになって、それではやろうかという市民のその気持ちも含めながら、なぜ今、合併しなければならないのという、そういう日本の経済を考えてやるということについては、皆、市民は理解はしているものの、はてさてボランティアでこのことがなし得るかどうかといったときには、やはり名前はどうかであろうと、やっぱりその人の努力に対する報酬は見あげなければならないというのが一般常識になってきたかなと、そんなふうに考えまして、以前の小委員会の決議のように決めま

して進んでまいりたいなと、こんなふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

堀委員：委員長、新市において金額を決めるということですか。

佐藤委員長：そうですね。

飯尾委員：新市において金額を決めるというのは、法的にはできないはずだと思います、というのは、特例法を利用した場合には、合併協議における規約で定めると法律で決まっておりますので、額はこの場で決めなければならない。

佐藤委員長：そうすると、ちょっと話ずれちゃったな。

田村委員：新市で今の審議会の委員とか、そういうものも含めてこれをそのとき準用する。

鈴木委員：附帯意見つけばいい。委員長の意見として。新市で見直してもらおうと。今回はこうやって決めるけれども、これについては見直してもらおうと。

佐藤委員長：3分ほど休憩させてください。

(休憩)

佐藤委員長：会議を続けます。

先ほどの発言で、ちょっと誤解されることがございますので、訂正させていただきますけれども、今この時点では金額を決めることが不可能でございます。その意味をちょっと事務局から説明をいただきます。

小西事務局参事：それでは、第4項、委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例によるとしておりました部分につきまして、仮の文案でございますが、報酬及び費用弁償については支給するものとするというふうな形に変えまして、金額の部分につきましては、市の報酬審議会がございまして、新市において審議会に諮った上で条例化するという形の整理になろうかと思えます。

佐藤委員長：以上ですけれども、どうですか、今の説明で理解できたでしょうか。

桐山委員：原則として支給しないと、無報酬ですよと言っているのに条例をつくらなくなったら、これはちょっとまずいでしょう。

小西事務局参事：まず、前段の部分ですが、委員の報酬及び費用弁償については、支給するものとするということで、あとは後段の部分なのですが、金額の部分なのですが、新市において報酬審議会という報酬に係る審議会がございまして、その中において検討するという形になろうかと思えます。

それで、今その条例の部分ですが、ちょっと今確認しておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。

佐藤委員長：休憩します。

(休憩)

佐藤委員長：引き続いて、会議を行いますけれども、先ほど私が申し上げた支給することだけは変わりございませんけれども、中身について、先ほど言った報酬審議会にはかけられないだろうと。

小西事務局参事：ちょっと文言変えさせていただきます。

佐藤委員長：事務局から説明します。

小西事務局参事：先ほどの部分で、まず前段委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の例によるとされておりまして、委員の報酬については、石狩市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところにより支給するという形で整理させていただいて、その後その内容、金額等については、こういった文案によって新市において検討することができるという形になろうかと思しますので、こういった文案整理をさせていただきたいと思います。

佐藤委員長：金額には触れません。

それでは、今説明したことで、異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声）

佐藤委員長：はい、ありがとうございます。

3．閉　　会

佐藤委員長：これで、全提出案件は終わったわけですがけれども、以上で会議を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

佐藤委員長：それでは、以上で終わらせていただきます。

まことにありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

上記地域自治組織等小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証すため、ここに署名する。

平成 年 月 日

地域自治組織等小委員会委員長 佐藤 豊治